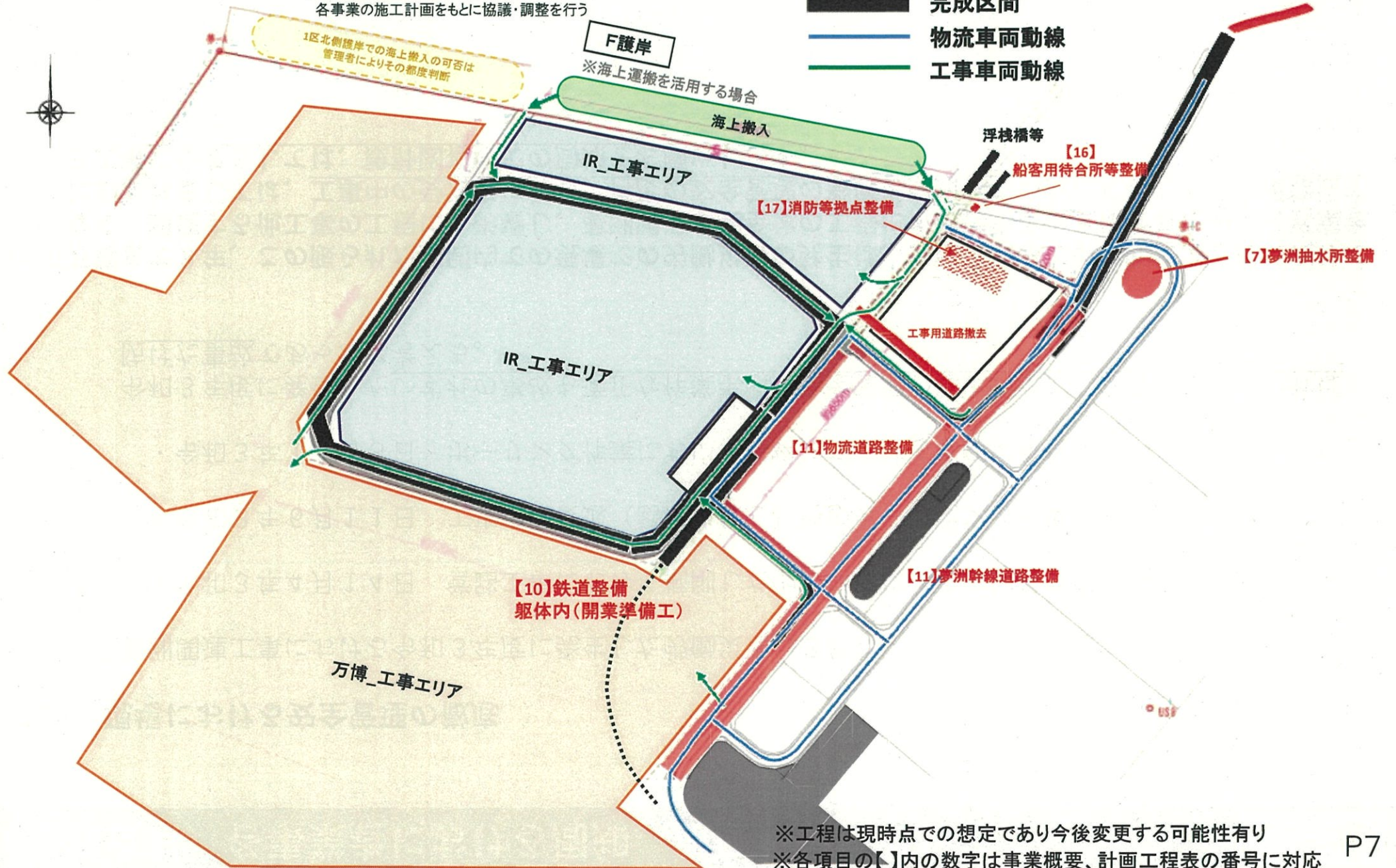


2024年度(令和6年度下半期)の工事状況

※F護岸利用範囲については、原案をベースに各事業の施工計画をもとに協議・調整を行う

1区北側護岸での海上搬入の可否は管理者によりその都度判断



※工程は現時点での想定であり今後変更する可能性有り
 ※各項目の【】内の数字は事業概要、計画工程表の番号に対応

1、 現場における安全管理の徹底

○夢洲関連工事における令和3年度に発生した労働災害（3件）

- ・ 令和3年4月14日 管路工事における掘削した地山崩壊による作業員負傷
- ・ 令和3年6月11日 工事車両後退（誘導員無し）時のガードマン（負傷）との接触
- ・ 令和3年11月8日 ボーリング作業において機材に指を挟まれ作業員負傷

令和3年度に発生したいずれの事故も適正な作業手順や安全管理の基本的なことを遵守できていれば防げた事故であったと考える。

※万博まで3年、この限られた期間内での現場での労働災害の発生は、当該工事の工事中断による遅れだけでなく、関連する他工事の工程にも影響し、夢洲関連事業全体の工程にも影響することになるため、各事業者におかれましては、工事中の受注者に対し、再度の安全管理の徹底を周知していただくとともに今後発注する工事につきましては、設計図書等での周知をお願いします。

2、 工事車両・通勤車両の適正な運行・通行の徹底

夢洲関連事業の工事車両や通勤車両に対し、通行ルート沿道の地元（連合町会、町会、地元議員、沿道の方など）の方から、通行する車両増加に伴う交通渋滞、交通事故や振動、騒音、大気汚染などについての懸念の声が多く寄せられています。

工事関係車両による沿道への影響をできる限り少なくするとともに通行に際し地域の理解をいただくことが必要であるため、以下の事項を遵守してください。

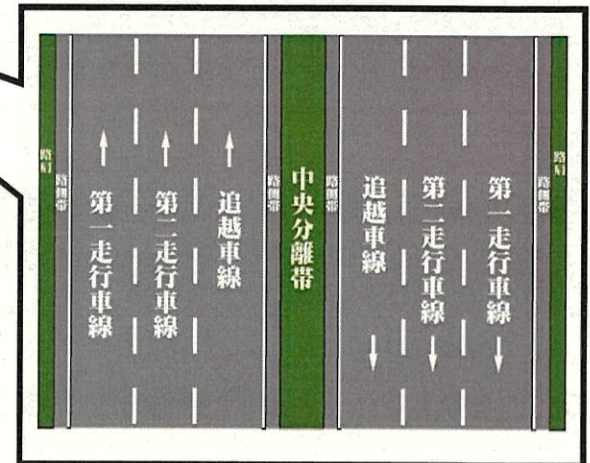
- ① 工事関係車両については、配分調整したルート毎、時間帯毎の配分台数以内の台数を通行させること。配分調整台数以上の通行が必要な場合は、必ず事前に他の事業者と台数調整を行い、夢洲関連事業全体の台数が通行可能台数を超過させないこと。
- ② 工事車両の運行にあたっては、本事業調整会議で決定した運行ルールを必ず遵守すること。（別紙1）
- ③ 工事車両が一般道路（特に生活道路）を通行する場合には、必ず各事業者において、通行ルート、時間帯、台数、通行時の安全対策、連絡先等を記したビラを作成し、地元の理解を得たうえで通行させること。
- ④ 各事業者は、工事関係車両の通行に対する沿道への影響を鑑み、高速道路の積極的な利用をお願いします。
- ⑤ 工事関係車両の違法行為や迷惑行為等の通報（事業者、受注者等の特定の有無に関係なく）があった場合には、事業者において車両の特定と行為の確認を行い、行為が判明した場合には再発防止策を策定し、通報者の方への対応をするとともにWGにおいて報告をすること。
- ⑥ 各事業者において、地元や関係者等から苦情、要望等を受けた場合やそれに対する対応等をされた場合（他の工事に影響する場合には、可能な限り対応策提示前）は、全事業者に情報提供をしてください。

別紙1 工事車両の運行ルール（事業調整会議決定事項）

Confidential
事業調整会議関係者限り

工事車両の運行にあたっては、以下のルールを必ず遵守すること。

1	工事車両表示（ゼッケン）の設置
2	指定された運行ルート及び運行時間帯の遵守
3	駐停車（待機含む）の禁止
4	道路上での生コン車シュート洗いの厳禁
5	第1走行車線の走行原則禁止
6	営業ナンバーと白ナンバーの適正使用
7	特殊車両通行時における適正な手続きの遵守
8	過積載の厳禁
9	規制速度・法定速度の遵守
10	信号のない横断歩道での歩行者待機時での一時停止



- ・各ルールに対する効果
- 交通安全対策・・・①②③④⑧⑨⑩
- 交通渋滞対策・・・②③④⑦
- 沿道環境対策・・・①②⑤⑧⑨
- 法令遵守対策・・・③⑥⑦⑧⑨⑩